

失敗しないための事業所設立 必須要件チェックリスト（全国 共通版）

～障害福祉サービス事業所指定取得の完全ガイド～

はじめに

このチェックリストは、障害福祉サービス事業所の設立をスムーズに、かつ失敗なく進めるために、今すぐ確認すべき必須要件を厳選して提供します。
単なる「持ち物リスト」ではなく、**設立後の指定取消や行政指導のリスクを回避**するための重要なチェックポイントを30項目にまとめています。特に「行政書士に依頼すべきか」を判断できる重要なポイントも明示しています。

✓ このチェックリストの使い方

- 各項目にチェックボックスがあります
- ☒ がついた項目は「クリア」、未チェックは「要確認・要対応」です
- **全ての項目をクリアすることで、指定申請はほぼ成功圏内です**
- 「 注意」マークの項目は、特に行政書士への相談を推奨します

2026年度 of 設立スケジュール重要情報

2026年4月開業希望：2025年12月末までに事前協議書類提出必須（指定は2026年4月1日）

2026年7月開業希望：2026年3月末までに事前協議書類提出必須（指定は2026年7月1日）

2026年10月開業希望：2026年6月末までに事前協議書類提出必須（指定は2026年10月1日）

※上記は大阪市における事前協議が必要な事業種別（生活介護、就労継続支援等）のスケジュールです。居宅介護、相談支援等の事前協議不要な事業や他の自治体では異なる場合があります。

I. 設立前の準備（必須事項）【項目1-8】

1. 法人格の決定

- ☐ NPO法人・株式会社・合同会社のうち、事業内容に適した法人格を選択済み

⚠ 選択する法人格により、設立後の手続きや運営上の制約が大きく異なります。特に資金調達や将来的な事業拡大を考慮した選択が重要です。

2. 事業種別の確定

- ☐ 提供する障害福祉サービスの種別を明確に決定済み
(就労継続支援A型・B型、生活介護、放課後等デイサービス等)

3. 資金調達の目処

- ☐ 設立から3ヶ月間の運転資金（人件費・家賃・光熱費等）の確保済み
☐ 設備投資資金（改修費・備品購入費等）の確保済み

⚠ 障害福祉サービス事業は報酬の入金まで2-3ヶ月かかります。十分な運転資金がないと事業継続が困難になります。

4. 物件の選定・契約前確認

- ☐ 用途地域が事業実施に適合していることを確認済み
☐ 建築基準法上の用途変更手続きの要否を確認済み
☐ 消防法上の設備要件を満たすことを確認済み

5. サービス管理責任者の確保

- ☐ 資格要件を満たすサービス管理責任者を確保済み
- ☐ サービス管理責任者研修の受講状況を確認済み

⚠ 2025年10月改正により、一部事業で経過措置期間が変更されています。最新の要件確認が必要です。

6. 生活支援員等の人員確保

- ☐ 常勤換算で必要な人員数を正確に算出済み
- ☐ 採用スケジュールが指定申請スケジュールに間に合うよう計画済み

7. 管理者の選任

- ☐ 管理者の要件（資格・経験年数等）を満たす人材を確保済み
- ☐ 管理者の兼務可能範囲を正確に把握済み

8. 指定申請スケジュールの策定

- ☐ 開業希望月から逆算した申請スケジュールを作成済み
- ☐ 各種手続きの所要期間（審査期間含む）を把握済み

II. 人員配置の診断【項目9-15】

9. 常勤換算の正確な計算

- ☐ 各職種の必要人員数を事業規模に応じて正確に算出済み
- ☐ 常勤・非常勤職員の勤務時間から常勤換算を正しく計算済み

⚠ 常勤換算の計算ミスは指定基準違反となり、最悪の場合は指定取消になります。

10. 職員の資格要件確認

- ☐ 各職員が担当業務に必要な資格を保有していることを確認済み
- ☐ 資格の有効期限や更新要件を把握済み

11. 勤務体制の策定

- ☐ サービス提供時間に対して適切な職員配置を計画済み
- ☐ 有給取得や病欠時の代替要員確保の仕組みを構築済み

12. 研修計画の策定

- ☐ 職員の資質向上のための研修計画を策定済み
- ☐ 虐待防止研修の実施計画を策定済み

13. 労務管理体制の整備

- ☐ 就業規則、賃金規程等の労務関連規程を整備済み
- ☐ 労働基準法、労働安全衛生法等の遵守体制を構築済み

14. 職員の健康管理

- ☐ 職員の健康診断実施体制を整備済み
- ☐ 感染症対策（2025年10月改正対応）の実施体制を整備済み

15. 人材確保・定着対策

- ☐ 継続的な人材確保のための採用戦略を策定済み
- ☐ 職員の定着率向上のための労働環境整備を計画済み

III. 指定基準の自己診断【項目16-23】

16. 設備基準の適合性確認

- ☐ 事業種別に応じた必要面積を満たしていることを確認済み
- ☐ 室内レイアウトが基準に適合することを確認済み

17. 運営規程の作成

- ☐ 運営規程に法定記載事項がすべて網羅されていることを確認済み
- ☐ 2025年10月改正による追加記載事項を反映済み

⚠ 運営規程の記載漏れは指導対象となります。特に改正による新規記載事項の見落としに注意が必要です。

18. 重要事項説明書の作成

- ☐ 利用者・家族向けの重要事項説明書を作成済み
- ☐ サービス内容、料金体系等を分かりやすく記載済み

19. 消防法・建築基準法への適合

- ☐ 消防署による消防用設備等の検査を受検済み
- ☐ 建築基準法上の手続き（用途変更等）を完了済み

20. バリアフリー対応の確認

- ☐ 利用者の障害特性に応じたバリアフリー対応を実施済み
- ☐ 車椅子利用者への対応（スロープ、手すり等）を整備済み

21. 設備・備品の準備

- ☐ 事業種別に応じた必要な設備・備品を整備済み
- ☐ 利用者の安全確保に必要な設備を設置済み

22. 記録・帳票類の準備

- ☐ 各種記録様式（支援記録、会計帳簿等）を準備済み
- ☐ 個人情報保護に配慮した記録管理体制を構築済み

23. 苦情解決体制の整備

- ☐ 苦情解決責任者、苦情受付担当者を選任済み
- ☐ 第三者委員を委嘱済み

IV. 開業後のリスク診断【項目24-30】

24. 実地指導対策

- ☐ 実地指導で確認される主要項目を把握済み
- ☐ 運営記録、帳票類の適切な管理体制を構築済み

⚠ 実地指導は通常3年に1度実施されますが、新規事業所は開業後1-2年で実施される場合があります。

25. 報酬請求の正確性確保

- ☐ 障害福祉サービス報酬の算定ルールを正確に理解済み
- ☐ 返戻（請求ミス）を防ぐためのチェック体制を構築済み

26. 利用者安全管理体制

- ☐ 事故発生時の対応マニュアルを作成済み
- ☐ 緊急時連絡体制を整備済み

27. 虐待防止体制（2025年10月改正対応）

- ☐ 虐待防止委員会を設置済み
- ☐ 虐待防止責任者を選任済み
- ☐ 職員への虐待防止研修を実施済み

28. 業務継続計画（BCP）の策定

- ☐ 感染症発生時の業務継続計画を策定済み
- ☐ 災害発生時の業務継続計画を策定済み

29. 情報管理・セキュリティ対策

- ☐ 個人情報保護法に基づく管理体制を構築済み
- ☐ ICT活用時のセキュリティ対策を実施済み

30. 経営管理体制

- ☐ 月次の収支管理体制を構築済み
- ☐ 事業継続のための財務管理体制を整備済み

診断結果の評価

チェック済み項目数による評価

チェック済み項目数	評価	状況
26-30項目	優秀	設立準備がほぼ完了
20-25項目	良好	一部要確認事項あり
15-19項目	要注意	重要な準備が不足
14項目以下	危険	専門家への相談を強く推奨

⚠️ 特に注意すべき項目

以下の項目がチェックできていない場合は、必ず行政書士にご相談ください：

- 項目3（資金調達）
- 項目5（サービス管理責任者確保）
- 項目9（常勤換算計算）
- 項目17（運営規程作成）
- 項目24（実地指導対策）

【重要】地域ごとのローカルルールについて

このチェックリストは全国共通の基準を基に作成していますが、**実際の指定申請においては各自治体独自のローカルルールが存在します。**

特に大阪市内での設立をご検討の場合（田中慶事務所の得意分野）

大阪市では他の自治体と比較して、以下の点で**独自の運用**があります：

1. 申請書類の事前協議制度

- 正式申請前の事前協議が事実上必須
- 物件確定前の相談も積極的に受け付け

2. 人員配置の審査基準

- 常勤換算の端数処理方法が**他市と異なる独自のルール**があるため、計算ミスによる指定拒否のリスクがあります
- **サービス管理責任者**の兼務範囲の解釈が厳格で、**不適切な兼務計画**は指導対象となります

3. 設備基準の解釈運用

- 大阪市では「多目的室」の面積計算において、**他市では認められる間仕切りでの分割計算が認められない**ケースがあり、面積不足による指定拒否の原因となります

4. 採光・換気基準の厳格運用

- 大阪市では建築基準法に基づく「児童福祉施設等」の採光・換気の基準を満たすことが必須要件とされており、**執務室や多目的室などで窓面積が対象設備の約15%程度必要**など、他市より厳しい基準が適用されます

他の地域（堺市、東大阪市、枚方市等）をご検討の場合

各自治体により以下の項目で運用が異なる場合があります：

- 申請書類の様式・添付書類
- 事前協議の要否・タイミング
- 実地調査の実施時期・内容
- 指定基準の解釈・運用

お住まいの地域に対応した最新の個別チェックリスト（例：堺市版、東大阪市版など）をご用意することが可能です。**無料相談時**に、ご希望の自治体名をお伝えください。

おわりに

障害福祉サービス事業所の設立は、多くの法的要件をクリアする必要がある複雑なプロセスです。このチェックリストを活用して準備を進めていただき、不明な点や不安な項目については、お気軽に専門家にご相談ください。

適切な準備により、利用者の皆様に安心・安全なサービスを提供できる事業所の設立を実現していただけることを願っています。

専門家へのご相談で、失敗リスクをゼロに

****行政書士田中慶事務所****では、大阪市を中心に豊富な実績と最新のローカルルールに基づき、あなたの事業所設立を全力でサポートいたします。

****無料相談のお申し込みはこちら****

<https://office-tanakakei.com>

TEL: 06-4400-8748

発行者情報

行政書士田中慶事務所

代表行政書士 田中慶

〒556-0016

大阪府大阪市浪速区元町1-1-20

新賑橋ビル4階

連絡先

TEL: 06-4400-8748

FAX: 06-4400-8749

Email: mail@office-tanakakei.com

HP: <https://office-tanakakei.com>

*本チェックリストの内容は2025年10月時点の法令等に基づいています。法改正等により内容が変更される場合がありますので、最新の情報は関係機関にご確認ください。

*本資料は情報提供を目的としており、法的助言を構成するものではありません。具体的な案件については、必ず専門家にご相談ください。